

令和5年千代田区議会第2回定例会議事速記録（第1504号）《未定稿》

◎日 時 令和5年7月11日（火）午後1時

◎場 所 千代田区議会議事堂

◎出席議員（25人）

1番	西岡	めぐみ	議員
2番	大坂	隆洋	議員
3番	のざわ	哲夫	議員
4番	小枝	すみ子	議員
5番	えごし	雄一	議員
6番	米田	かずや	議員
7番	牛尾	こうじろう	議員
8番	岩佐	りょう子	議員
9番	小野	なりこ	議員
10番	池田	ともりのり	議員
11番	はやお	恭一	議員
12番	春山	あすか	議員
13番	はまもり	かおり	議員
14番	白川	司	議員
15番	永田	壮一	議員
16番	入山	たけひこ	議員
17番	田中	えりか	議員
18番	岩田	かずひと	議員
19番	小林	たかや	議員
20番	林	則行	議員
21番	嶋崎	秀彦	議員
22番	桜井	ただし	議員
23番	秋谷	こうき	議員
24番	おのでら	亮	議員
25番	富山	あゆみ	議員

◎欠席議員

なし

◎出席説明員

区	長	樋口	高頭	君	
副	区	長	坂田	融朗	君
副	区	長	小林	聡史	君

保健福祉部長	細越正明君
地域保健担当部長	原田美江子君
千代田保健所長	
地域振興部長	清水章君
文化スポーツ担当部長	佐藤尚久君
環境まちづくり部長	印出井一美君
まちづくり担当部長	加島津世志君
政策経営部長	古田毅君
財産管理担当部長	
デジタル戦略担当部長	村木久人君
行政管理担当部長	中田治子君
会計管理者	大矢栄一君
総務課長	石綿賢一郎君
企画課長	夏目久義君
財政課長	中根昌宏君

(教育委員会)

教育長	堀米孝尚君
子ども部長	亀割岳彦君
教育担当部長	大森幹夫君

(選挙管理委員会事務局)

選挙管理委員会事務局長	河合芳則君
-------------	-------

(監査委員事務局)

監査委員事務局長	恩田浩行君
----------	-------

◎区議会事務局職員

事務局長	小川賢太郎君
事務局次長	安田昌一君
議事担当係長	吉田匡令君
議事担当係長	石井妙子君
議事担当係長	河原田元江君
議事担当係長	彦坂悠介君

午後3時08分 開議

○議長（秋谷こうき議員） ただいまから令和5年第2回千代田区議会定例会継続会を開会いたします。

謹んでご報告いたします。

先月末から今月上旬にかけて、西日本において大雨による被害が発生しました。千代田区議会として、亡くなられた方のご冥福をお祈りし、被災された方々にお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。

これより日程に入ります。

日程第1から第7を一括して議題にします。



議案第25号 千代田区手数料条例の一部を改正する条例

議案第29号 雉子橋補修補強工事請負契約について

議案第30号 新川橋塗装塗替等工事請負契約について

議案第31号 災害対策用備蓄物資（毛布）の購入について

議案第32号 災害対策用備蓄物資（水）の購入について

議案第33号 区立お茶の水小学校・幼稚園の什器等の購入について

議案第34号 区立お茶の水小学校・幼稚園の教材等の購入について

（企画総務委員会審査報告）

○議長（秋谷こうき議員） 小林たかや企画総務委員長から、同委員会の審査経過及び結果について報告をお願いいたします。

〔小林たかや議員登壇〕

○19番（小林たかや議員） 企画総務委員会に審査を付託された7議案の審査経過及び結果を報告いたします。

議案第25号、千代田区手数料条例の一部を改正する条例は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部改正により、省令に定める基準に適合することで容積率緩和が認められる特例が制度化されたこと。また、省エネルギー性能に適合することが確認できる一戸建て及び共同住宅の誘導仕様基準が追加されたことに伴い、新たな手数料に関する規定を定めるほか、規定を整備するもので、公布の日から施行します。

質疑の中で、脱炭素社会の実現を目指すために新たな制度がつけられたことにより、手続の簡素化や手数料が低減されるとともに、再エネルギー・省エネルギーにもつながることを周知していただきたいと考えていること等が明らかになりました。

質疑を終了し、討論の省略を図り、採決を行った結果、議案第25号は、賛成全員で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第29号、雉子橋補修補強工事請負契約については、雉子橋補修補強工事の施行のため請負契約を締結するもので、制限を付した一般競争入札により、契約金額は38億2,580

万円、契約の相手方は東洋建設株式会社関東支店です。

質疑の中で、今回の入札で東京都内の地方公共団体が相互に協力・連携して、住民サービスの向上と行政の高度化・効率化を図ることを目的として設置した「東京電子自治体共同運営の電子調達サービス」を用いて電子入札を実施したこと。入札に当たっては、業者の参加資格要件を定め、経営状態や専任の技術者の配置状況などについて確認していること。地方自治法施行令第167条10の第2項に基づき最低制限価格を設けて実施したこと等が明らかになりました。

質疑を終了し、討論の省略を図り、採決を行った結果、議案第29号は、賛成全員で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第30号、新川橋塗装塗替等工事請負契約については、新川橋塗装塗替等工事施行のために請負契約を締結するもので、制限を付した一般競争入札により、契約金額は3億4,650万円、契約の相手方は、NITTO・佐藤建設共同企業体です。

質疑を終了し、討論の省略を図り、採決を行った結果、議案第30号は、賛成全員で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第31号、災害対策用備蓄物資（毛布）の購入については、災害対策用備蓄物資として非常用圧縮毛布を購入するもので、公募制指名競争入札により、購入金額は4,544万1,000円、購入先は株式会社清水商会東京支店です。また、議案第32号、災害対策用備蓄物資（水）の購入については、災害対策用備蓄物資としてミネラルウォーターを購入するもので、公募制指名競争入札により、購入金額は2,550万6,835円、購入先は株式会社赤尾東京本社です。関連する議案であるため、一括して審査しました。

質疑の中で、より多くの業者に参加してもらえるよう、参加資格要件の検討や周知期間を十分取るなど、今後も努力していくこと。備蓄用水は、令和3年度から保存期間10年のものに切り替えて購入しているが、物価高騰により1本当たりの単価が上昇しており、これまでどおり5年保存水であっても、単価の上昇率に大きな違いがないと見込まれること。備蓄用水は保存期間の約1年前から区の様々な事業や地域の防災訓練などに提供し再活用をしていること。入れ替える非常用圧縮毛布は、購入後20年が経過し、毛布としての利用は難しいが、他の方法で再活用を検討していること等が明らかになりました。

質疑を終了し、討論の省略を図り、それぞれ採決を行った結果、議案第31号及び議案第32号は、いずれも賛成全員で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第33号、区立お茶の水小学校・幼稚園の什器等の購入について及び議案第34号、区立お茶の水小学校・幼稚園の教材等の購入については、区立お茶の水小学校・幼稚園の什器等及び教材等を購入するもので、公募制指名競争入札により、什器等については、購入金額1億7,380万円、機教材等については、購入金額2,013万円で、購入先はいずれもジャンボ株式会社です。

関連する議案であるため一括して審査をいたしました。質疑の中で、さらに多くの業者に入札に参加していただけるよう、今後も透明性のある競争性の担保された入札に向けて調査や工夫を続けていくこと等が明らかとなりました。

質疑を終了し、討論の省略を図り、それぞれ採決を行った結果、議案第33号及び議案第34号は、いずれも賛成全員で可決すべきものと決定いたしました。

以上、当委員会に審査を付託されました7議案の審査経過及び結果の報告を終わります。

○議長（秋谷こうき議員） お諮りします。

ただいま報告のありました議案第25号、千代田区手数料条例の一部を改正する条例、議案第29号、雉子橋補修補強工事請負契約について、議案第30号、新川橋塗装塗替等工事請負契約について、議案第31号、災害対策用備蓄物資（毛布）の購入について、議案第32号、災害対策用備蓄物資（水）の購入について、議案第33号、区立お茶の水小学校・幼稚園の什器等の購入について、議案第34号、区立お茶の水小学校・幼稚園の教材等の購入についての7議案は、いずれも小林たかや企画総務委員長の審査報告どおり決定したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋谷こうき議員） 異議なしと認め、決定します。

日程第8から第10を一括して議題にします。



議案第23号 令和5年度千代田区一般会計補正予算第1号

議案第26号 千代田区保育の実施に関する条例及び千代田区立こども園条例の一部を改正する条例

議案第27号 千代田区国民健康保険条例及び千代田区介護保険条例の一部を改正する条例
(文教福祉委員会審査報告)

○議長（秋谷こうき議員） 西岡めぐみ文教福祉委員長から、同委員会の審査経過及び結果について報告をお願いいたします。

〔西岡めぐみ議員登壇〕

○1番（西岡めぐみ議員） 文教福祉委員会に審査を付託されました3議案の審査経過及び結果を報告いたします。

議案第23号、令和5年度千代田区一般会計補正予算第1号は、低所得世帯を対象とした、電力・ガスをはじめエネルギー・食料品価格等の物価高騰による負担を軽減するための支援を目的とする給付金に要する経費として1億6,189万7,000円を計上するものです。

質疑の中で、物価高騰が1年以上継続していて今後も続くと思われること。これまで支援対象としていた住民税非課税世帯と均等割のみ課税世帯との所得が僅差であること。国の推奨事業メニューの中に、住民税非課税世帯以外の低所得者支援の項目が追加されたこと。以上、3つの理由で今回初めて均等割のみ課税世帯にまで対象を広げたこと。基準日の設定は自治体に任されているため、本区と基準日が異なる自治体もあり、転入・転出のタイミングによってはどちらの自治体からも給付されない可能性もあるが、転入前の自治体からは未支給であることが確認できれば本区で救済する考えであること。国の推奨事業メニューの対象期間は今年度末までであり、そ

の時々の情勢を踏まえて区として必要な支援策を判断していくことなどが明らかになりました。

質疑を終了し、討論の省略を図り、採決を行った結果、議案第23号は、賛成全員で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第26号、千代田区保育の実施に関する条例及び千代田区立こども園条例の一部を改正する条例は、多子世帯における経済的負担を軽減するため、第2子以降の保育料を無償とするものです。

本年10月1日から施行します。

質疑の中で、改正内容の対象となる保育施設は、区立保育園を含めた認可保育所、認定こども園と地域型保育事業の保育所、区が独自補助を行う保育所及び認証保育所で、対象となる子どもは330名程度を見込んでいること。区が独自補助を行う保育所及び認証保育所以外の認可外保育所は、これまでも第3子以降無償化としていないため、保護者負担額はこれまでと変わらないが、保育所における補助金等の再検討の中で一定の整理をすること。区では、これまで認可保育所などの保育料の上限を抑制してきたため、今回の改正によって全てこの分を東京都が負担することで区の負担が決算ベースで6,400万円程度減少すると見込んでいること。認証保育所などの保育料は、これまで同様に東京都と区で負担するが、2分の1から全額無償化となるため、10月実施で、区の負担が今年度200万円程度増加すると見込んでいるが、認可保育所などの保育料の負担減と合計すると予算の負担は減額となること。物価高騰の長期化により、子育て世帯を取り巻く環境は依然厳しい状況にあるため、区は引き続き必要な対策について検討を進め、予算の負担が減額となった財源なども含めて適時適切な時期を見極め、子ども・子育て施策を実施していく考えであることなどが明らかになりました。

質疑を終了し、討論の省略を図り、採決を行った結果、議案第26号は、賛成全員で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第27号、千代田区国民健康保険条例及び千代田区介護保険条例の一部を改正する条例は、いずれも新型コロナウイルス感染症に起因して収入が減少した被保険者等に対する過年度分の国民健康保険料及び介護保険料について、保険料の減免及び減免申請に係る特例措置の適用を受ける対象年度を改めるものです。

公布の日から施行します。

質疑の中で、国からの財政支援は令和4年度相当分までだが、今後の情勢が変われば国による支援措置があるかみしれず、支援措置がなくても、区は何らかの形で検討していく考えであることが明らかになりました。

質疑を終了し、討論の省略を図り、採決を行った結果、議案第27号は、賛成全員で可決すべきものと決定いたしました。

以上、当委員会に審査を付託されました3議案の審査経過及び結果の報告を終わります。

○議長（秋谷こうき議員） お諮りします。

ただいま報告のありました議案第23号、令和5年度千代田区一般会計補正予算第1号、議案第26号、千代田区保育の実施に関する条例及び千代田区立こども園条例の一部を改正する条例、

議案第 27 号、千代田区国民健康保険条例及び千代田区介護保険条例の一部を改正する条例の 3 議案は、いずれも西岡めぐみ文教福祉委員長の審査報告どおり決定したいと思います、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋谷こうき議員） 異議なしと認め、決定します。

日程第 11 及び第 12 を一括して議題にします。



議案第 28 号 千代田区立児童遊園条例の一部を改正する条例

議案第 35 号 特別区道千第 578 号（多町大通り南）及び周辺路線電線類地中化事業の施行に伴う電力引込管路工事等委託協定の締結について

（環境まちづくり委員会審査報告）

○議長（秋谷こうき議員） 嶋崎秀彦環境まちづくり委員長から、同委員会の審査経過及び結果について報告をお願いいたします。

〔嶋崎秀彦議員登壇〕

○21番（嶋崎秀彦議員） 環境まちづくり委員会に審査を付託されました 2 議案の審査経過及び結果の報告をいたします。

まず、議案第 28 号、千代田区立児童遊園条例の一部を改正する条例は、JR 飯田橋駅西口の整備に伴い、飯田橋児童遊園の区域を外濠公園に編入し、都市公園として一体的に管理するため、同児童遊園を廃止するものです。

この条例は、令和 5 年 8 月 1 日から施行するものとしております。

質疑の中で、児童遊園廃止後の跡地は外濠の史跡として土塁が復元されることとなり、本整備や飯田橋駅西口の再開発事業における地域貢献として行われていること。児童遊園廃止に伴う代替遊び場として、近隣機能として同規模の遊び場となるような整備をする予定であり、代替地の制約から遊具の設置は難しく、築山を設置すること。また、安全面・環境面に配慮した人工芝を敷くこと。都市公園へ編入に伴う児童遊園の廃止については、外濠の史跡を保全・復元する文化的な価値がある一方で子どもの遊び場が減ってしまうデメリットがある。代替地を確保するが、道路公園だけではなく、今後のまちづくりや区全体の様々な施設の活用の中で対応していくことで考えていること。今回の外濠公園を拡大することについて、文化財の専門家等の検討を経て、飯田橋まちづくり協議会等での議論を踏まえ提案したものである。外濠公園全体の長期的な視点については、今後の外濠の管理保存活用計画の中で整備の方向性の考え方をまとめていくことなどが明らかになりました。

質疑を終了し、討論の省略を図り、採決を行った結果、議案第 28 号は、賛成全員で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 35 号、特別区道千第 578 号（多町大通り南）及び周辺路線電線類地中化事業の施行に伴う電力引込管路工事等委託協定の締結については、多町大通り南及び周辺路線におけ

る電線類地中化事業の施行に伴う電力引込管路工事等を内容とする委託協定を締結するもので、協定金額は4億5,000万円、相手方は東電タウンプランニング株式会社です。

質疑の中で、今回の工事では、高木を含めた植栽に関する工事は含めないこと。今後、電線類地中化事業については、基本的に歩道がある路線で、地域の理解・協力を得られるバリアフリー上重要な路線等加味した上で進めていく考えであること。今後、引込工事の実施に際しては、電力・通信事業者と調整しながら計画段階から効率よく行うよう努めていくこと。共同溝本体工事では、国、東京都から補助対象となるが、今回の電力引込管路工事では、民地に引き込む部分について様々な作業が官民で一緒になるため補助事業とすることは難しく、補助対象にならないことと進めていくことなどが明らかになりました。

質疑を終了し、討論の省略を図り、採決を行った結果、議案第35号は、賛成全員で可決すべきものと決定をいたしました。

以上、当委員会に審査を付託されました2議案の審査経過及び結果の報告を終わります。

○議長（秋谷こうき議員） お諮りします。

ただいま報告のありました議案第28号、千代田区立児童遊園条例の一部を改正する条例、議案第35号、特別区道千第578号（多町大通り南）及び周辺路線電線類地中化事業の施行に伴う電力引込管路工事等委託協定の締結についての2議案は、いずれも嶋崎秀彦環境まちづくり委員長の審査報告どおり決定したいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋谷こうき議員） 異議なしと認め、決定します。

日程第13を議題にします。

議員派遣について

○議長（秋谷こうき議員） お諮りします。

本件は、お手元に配付したとおり、令和5年度千代田区平和使節団の一員として、白川司議員、のぞわ哲夫議員、田中えりか議員の3名を派遣したいと思います。なお、本件のうち、今後の参加者等の変更については、議長にご一任いただきたいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋谷こうき議員） 異議なしと認め決定します。

次に、環境まちづくり委員長から、会議規則第71条の規定に基づき、お手元に配付の請願継続審査一覧表のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

本件請願の継続審査の申出については、投票システムにより採決したいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋谷こうき議員） 異議なしと認め、決定します。

請願5-1を閉会中の継続審査に付することに賛成の議員は白のボタンを、反対の議員は青のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより投票〕

○議長（秋谷こうき議員） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋谷こうき議員） なしと認め、確定します。

請願5-1を閉会中の継続審査……。〔「ちょっと待って」と呼ぶ者あり〕（発言する者あり）

ただいま報告したとおり、賛成12……。〔「ちょっと待って」「押し間違えたんじゃない」

「誰」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋谷こうき議員） 再度確認いたします。押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋谷こうき議員） （発言する者あり）はい。

永田議員。

○15番（永田壮一議員） 15番永田。（聴取不能）

○議長（秋谷こうき議員） 押し直してください。（発言する者あり）

再度、請願5-1を閉会中の継続審査に付することに賛成の議員は白のボタンを、反対の議員は青のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより投票〕

○議長（秋谷こうき議員） 押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋谷こうき議員） なしと認め、確定します。

請願5-1を閉会中の継続審査に付することは、賛成少数により否決されました。

議事の都合により、（発言する者あり）この際、会議時間を延長いたします。

議事の都合により休憩いたします。

午後3時33分 休憩

午後7時13分 再開

○議長（秋谷こうき議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。

ただいまお手元にお配りしております追加日程第1を本日の日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋谷こうき議員） 異議なしと認め、決定します。

追加日程第1を議題にします。



請願5-1 外神田一丁目計画の委員会集約の遵守を求める請願

○議長（秋谷こうき議員） 嶋崎秀彦環境まちづくり委員長から、同委員会の審査経過及び結果について報告をお願いします。

〔嶋崎秀彦議員登壇〕

○21番（嶋崎秀彦議員） 環境まちづくり委員会に付託された請願5-1、外神田一丁目計画の委員会集約の遵守を求める請願の審査経過及び結果について報告をいたします。

本請願の内容は、外神田一丁目南部地区のまちづくりに関し、区が実施した公聴会における意見が適正に反映されること。また、賛成意見のみならず、反対意見も含めて、公述意見及び公述申出意見が区の都市計画案の作成に反映されること。そして、本年3月3日、区議会環境まちづくり特別委員会の委員会集約に従って公聴会で公述した内容がどのように都市計画案に反映されたか、または公述された内容で反映されなかったものがあるか、その理由も含めて議会に確認することを求めるもので、本年5月19日に議長宛てに提出されました。

本請願は、第1回区議会臨時会において急施として扱い、閉会中でもすぐに委員会審査に入れるよう本委員会に付託されたものであり、委員会を急ぎ開催することとし、第2回定例会が始まる前、本年6月7日、6月12日、そして本定例会開会中の7月7日及び本日の7月11日の計4回にわたり、審査を行いました。

6月7日の審査では、最初に本件請願の紹介議員から説明を求めることといたしました。紹介議員から、請願の趣旨は、本年3月3日の区議会環境まちづくり特別委員会の委員会集約に従って、公聴会で公述した内容がどのように都市計画案に反映されたか、または公述された内容で反映されなかったものがあるか、それも含めて議会を確認することを求めるものであると話を受けました。執行機関からは、公聴会で公述された内容の反映について、都市計画案への反映及び区の見解等について、資料として示されました。

委員からは、審査に当たって、その他の資料として、執行機関へ外神田一丁目南部都市計画図書素案（案）、現在の権利者の同意状況等、17条縦覧までの庁内の意思決定経緯、公共施設の定義、複合施設に関する考え方、建築物の耐用年数の規定や考え方の求めがあり、資料の提出に時間を要することから、次回の委員会に提出することになった。そのような状況を踏まえ、6月7日審査では継続審査となりました。

6月12日の審査では、委員から要求のあった執行機関の資料の提出があり、それに基づき執行機関への質疑を行いました。質疑を行う中で、紹介議員である委員から、請願者へ意見を聞いてもらいたいと発言があり、当委員会としては、委員長、副委員長にて請願者から話を聞き、委員へ報告することになりました。そのため、6月12日の審査では継続審査となりました。7月7日の審査では、委員長、副委員長から、委員へ委員限り資料として、正副委員長、請願者と面談した概要の文書を配付し、その内容の共有を図りました。また、改めて執行機関への質疑が行われました。

執行機関への質疑を終了し、取扱いについて委員会へ諮った結果、継続審査の意見、採択すべきとの意見の両方が出ました。

継続すべきとの意見として、まず公聴会で公述した内容を都市計画案に反映する際、都市計画

に対する事前説明もなく、手順・手続に瑕疵がないかと言いながらも丁寧にやっているとは思えないため継続すべきである。次に、本案件は16条で大きくつまずいた案件であり、17条はこの判断するに当たって非常に重要な局面であり、本定例議会の中で手順・手続がいま一つ整理しなければならないところがあるため継続すべきである、という意見がありました。

一方、採決すべきとの意見では、請願の公述意見等を都市計画案に反映することは質疑の中で執行機関から説明があり、対応が既に行われたため、執行機関の権限の中で都市計画図書を作成したと考えられる。また、その反映については、都市計画審議会の専門家の知見を得ることも前期の環境・まちづくり特別委員会で青山先生から聞いている。速やかに都市計画審議会で判断することが最も重要なことであり、請願について本日採決すべきである。次に、正副委員長と請願者との面談では、今後の再開発事業を通してでの意見があったようだが、その中で、またしっかりと意見を聞き、反映していく機会はあるものと思う。17条の手続は既に終わっていて、都計審に入るところであり、また急施で上げた以上、本日採決すべきであるという意見がありました。

以上のように、継続審査すべきとの意見、本日採決すべきとの意見が出たため、継続審査とすることの採決を行った結果、賛成多数で継続審査となりました。

しかし、先ほど区議会継続会において、継続審査を申し出たところ否決されたため、本日7月11日、再度委員会で審査をいたしました。7月11日の審査では、改めて委員へ意見を求めたところ、執行機関への確認事項の中で、執行機関としても前環境・まちづくり特別委員会で集約された内容を踏まえ、本請願審査が行われてきたという認識であること。権利者の同意率が現在60.8%の状況であるが、都市計画決定の段階では同意率の定めはなく、再開発組合設立時には3分の2以上の同意率が必要になるため、都市計画決定されれば、今度は再開発組合設立に向けて明確に判断されていない方の確認等を進めていく必要があることなどが確認されました。

また、委員長への確認事項の中で、委員長として、前環境・まちづくり特別委員会で集約された内容について遵守すべきである考えであること。本会議で継続審査が否決され、このまま会期が終了した場合、当委員会がこのまま結論を出さない審議未了、廃案になってしまうこと。本会議で継続審査が否決されたことを踏まえ、会議最終日である本日中に結論を出せとの意思決定と解するほかなく、委員会として急ぎ審査を行い結論を出した後、委員長報告を行うほかなく、当委員会が審査をし、その後、本会議で採決を行う考えであることなどが確認されました。

討論の省略を諮り、採決を行った結果、請願5-1は、賛成少数により不採択とすべきものと決定をいたしました。

以上で、当環境まちづくり委員会に審査を付託された請願の審査経過及び結果の報告を終わります。

○議長（秋谷こうき議員） 請願5-1に対し、討論の通告がありますので、発言を許可します。初めに、19番小林たかや議員。

〔小林たかや議員登壇〕

○19番（小林たかや議員） 外神田一丁目計画の委員会集約の遵守を求める請願について、不採択の立場で討論いたします。

私は、外神田で生まれ育ち、千代田区を愛している立場で、賛成、反対はともかく、今回の請願は今年の3月3日、環境・まちづくり特別委員会の全員一致での委員会集約を実行していただきたいというものです。確認のため、全文を読み上げます。

外神田一丁目再開発に関する陳情に対する委員会集約。1、この間の調査と委員会の議論を経て、千代田区は都市計画運用指針に基づき、16条1項の公聴会及び説明会を行った結果、当該計画に対する区民の関心の高さが明らかになったので、公聴会で公述された内容を都市計画案に反映させることとする。2、当該エリアは、万世会館、清掃事務所、区道など、区有施設を多く含んでいることから、今後、公共性、公益性を区民と情報共有すべきであること。それらの点において不十分であったことを行政は認識し、教訓を生かす必要がある。3、都市計画の決定権者であり、まちづくりの総合調整者として準備組合を指導する立場の区は、同時に区民の財産を預かる一地主権者でもあるという2つの立場を持っている。したがって、行政は権利者及び住民が事業の将来性、公共性、公益性に不安を持つことがないように、事業を見通した対応が求められる。千代田区はこれらの責任を認識し、都市計画審議会等の専門家の的確な知見を得て判断すべきことを当委員会として確認し、執行機関に申し入れるというものでした。

これらを基に、請願を通して、関係者のご意見、お話を丁寧にお聞きしなくてはならなかったのです。執行機関は、この集約を真摯に受け止めず、都市計画法第17条手続に入ってしまったことは、誠に遺憾なことだと存じます。

また、今回の請願は、環境まちづくり委員会が議会から審査を付託されて審査し、閉会中の継続審査の手続が取られました。付託した委員会での継続審査を打ち切り、強引に本会議で採決するのは前代未聞です。議会としても、5月19日に提出されたためすぐに対応ができず、既に請願の趣旨に沿うことができない期間になってしまったという現状でもあります。今後は残された多数の陳情を通して、議会として、進め方、内容、両面においても全員が一致できるように関係者から幅広くご意見をお伺いしなくてはならないと存じます。

以上、私の意見でございます。

○議長（秋谷こうき議員） 次に、7番牛尾こうじろう議員。

〔牛尾こうじろう議員登壇〕

○7番（牛尾こうじろう議員） 外神田一丁目計画の委員会集約の遵守を求める請願について、採択の立場から討論を行います。

請願書は、環境・まちづくり特別委員会の集約にあった16条1項の公聴会に基づく公述内容を都市計画案に反映させることという項目に沿い、公述内容がどのような都市計画案に反映されたか等について委員会で確認することを求めるという内容です。今日、都市計画手続は17条の縦覧も終了しました。しかしながら、請願趣旨が都市計画の手続を形式化しないでほしいという内容と捉えるならば、当該請願書は、利害関係者から寄せられた意見書を丁寧に扱うことを求める当然の主張と言えるものです。

私が、当該請願書を採択すべきとする立場の理由には2つがあります。

1つは、外神田一丁目南部地区計画は、区有施設を本格的に組み込む初めてのケースであり、

今後予定されている区有施設を含めた再開発事業に際して、内容と都市計画手続の両面で先例となり得る事業であることです。都市計画手続に当たり、十分な住民参加と情報公開が求められるゆえんです。

いま一つは、環境・まちづくり特別委員会の集約である2番目の指摘に関わってです。次のように述べています。当該エリアには区有施設を多く含んでいることから、今後、公共性、公益性を区民と情報共有すべきであること。それらの点において不十分であったことを行政は認識し、教訓を生かす必要がある。集約したこの教訓が生かされているかどうかは、今回の17条の縦覧に基づく意見書がどのように扱われているかにかかっていると言えるのではないのでしょうか。それをチェックする責務が当該委員会に課せられているのではないのでしょうか。集約を尊重する立場に立てば、都市計画審議会への情報提供の後に、当該委員会において、公共性、公益性の区民との共有度合いをチェックし、その後に都市計画審議会に審議を委ねるというやり方も検討されてしかるべきです。

以上の立場から、当請願の採択に賛成をしたいと思います。

○議長（秋谷こうき議員） 次に、14番白川司議員。

〔白川 司議員登壇〕

○14番（白川 司議員） 請願5-1、外神田一丁目計画の委員会集約の遵守を求める請願について、反対の立場から討論を行います。

本請願書は、公述意見及び公述申出意見が区の都市計画案の作成に適切に反映するように区に求める趣旨と読み取れます。区の今までの説明では、都市計画案の作成について3つのパターンがあるようです。①意見の趣旨を反映しているもの、②意見が都市計画の内容ではないので反映できないもの、③都市計画の意見ではあるが反映しないものの3つです。いずれにしても、執行機関としては既に対応した上で、都市計画法第17条の手続に入ったと報告されております。そのような状況を捉えると、既に対応済みなものに関するものを執行機関に申し入れることは不相当であり、本請願書は不採択とすべきであります。

以上、討論を終わります。

○議長（秋谷こうき議員） 次に、18番岩田かずひと議員。

〔岩田かずひと議員登壇〕

○18番（岩田かずひと議員） 外神田一丁目計画の委員会集約の遵守を求める請願の賛成討論をさせていただきます。

本件、外神田一丁目南部地区のまちづくりについて、都市計画法第17条の手続に入るための条件として、権利者の大方の同意がなければ同法第17条の手続には進まないことという項目がありました。そして、環境・まちづくり特別委員会の中で、民間ベースで法的要件の3分の2は満たしていないとの課長答弁がありました。また、大方の合意がなければ第17条の手続には進まないことということで、当委員会が集約されている。区のほうが何%だとかそういった話でさせていただいたわけではございませんので、これはやはり当委員会の中で、こういうことであれば進むのがオーケーなんじゃないかということでご議論いただくものなのかなというふうな考え

ております、との部長答弁がありました。にもかかわらず、法17条の手続に入る前に委員会に事前の報告も何もなく、区が勝手に判断して法17条の手続に入りました。そして、企画総務委員会では、今後の建て替えに関して、80年後とかそのぐらいになるのかもしれませんが、正直そこまでそのときにどうなるというのはちょっと我々はその答えを持ち合わせていない、との無責任な部長答弁があり、建て替え時に不安が残ります。さらに、事業計画案の詳細もいまだに出ていない状態で、区道に幾らの価値がつくのか、建物の床面積に変わったときにどのぐらいの広さになるのかなど全く分からない状態で、今のままでは本計画に対する賛否は問えません。そもそも16条についての本請願が17条に入ってしまった後に委員会内で審査されたのは議会の日程の都合であり、請願者に何の落ち度もありません。であることから、本請願の採択に賛成いたします。

○議長（秋谷こうき議員） 次に、9番小野なりこ議員。

〔小野なりこ議員登壇〕

○9番（小野なりこ議員） 外神田一丁目計画の委員会集約の遵守を求める請願に不採択の立場から討論します。

本請願の内容は、1、16条1項に基づく公聴会における意見の適正な反映。2、賛成意見、反対意見も含めて公述意見、申出意見を都市計画案の作成に反映。3、3月3日の環境・まちづくり特別委員会における集約に従って、公聴会で公述された内容がどのように反映されたか、されなかったのか理由も含めての確認の大きく3つであり、いずれも6月5日から行われた17条縦覧手続における都市計画案への反映についてのものです。

審査の中では、公聴会における公述内容の都市計画案への反映結果とその理由、また、請願のタイトルとして掲げられている特別委員会における3つの委員会集約について、改めて今後の手続の中でも尊重していくことは確認されました。しかしながら、請願審査開始の時点で17条縦覧は既に始まっており、縦覧手続中の計画案を修正することは時期的に不可能であったことは、審査中の中でも、請願者との面談の中でも確認をされています。請願審査の判断基準が一般的に実現の可能性があるかどうか、議会の権限事項に属するかであることを参考にすると、本請願は時期的にも、議会の権能的にも、実現可能性があるとは言えません。

また請願の審査では、条例や予算のように内容についての修正ができません。本請願の文面から読み取れる先述の3点以上の事項について、その背後にある思いは理解するものの、新たに請願の内容として審査対象にすることは請願内容の修正に当たりかねません。したがって、本請願については不採択といたします。

○議長（秋谷こうき議員） 次に、13番はまもりかおり議員。

〔はまもりかおり議員登壇〕

○13番（はまもりかおり議員） 外神田一丁目計画の委員会集約の遵守を求める請願について、賛成の立場から討論いたします。

まず、当請願については、本年3月3日の環境・まちづくり特別委員会における集約を守ってくださいという、非常にシンプルな内容でした。

委員会集約については3点あります。簡単に言いますと、1点目、公聴会で出た意見を都市計画案に反映させること。2点目、当該エリアは区有施設を多く含むため、区民に十分に情報共有を図ること。3点目、事業を見通した対応を行うことです。当請願は特にこの委員会集約の1点目に関して、17条の公告・縦覧の前に公聴会の意見を都市計画案に反映して議会で確認してほしいということでした。これは議会が区民に対しても約束したことです。5月19日に当請願が出された段階では、議会も行政も対応できるタイミングでした。ですが、そのまま対応せずに、6月5日に17条の公告・縦覧を先に始めてしまいました。本来であれば委員会集約が出ているわけですから、請願がなくても議会で確認すべきことを、請願があったことで重ねて求められていたということです。しかしながら、委員会が開催される前に時期が過ぎてしまったということで対応できず、正副委員長が請願者である区民、住民と面談をしました。その中で、再度直接意見を聞いてほしいんです、17条の意見に対しては議会に報告し、丁寧に対応してほしいんです、といった声がありました。この声については、時期が過ぎた今でも対応できるものです。今回、時期が過ぎて対応できなかったという、そういった理由があるのですから、せめてその声を大事にしなくてはならないということが賛成する大きな理由の1つです。区民の財産に関わることで、非常に重く受け止めています。

そして、もう1点の賛成理由として、委員会集約の3点目に関わりますが、事業の見通しが立っていないという点について、同意率の観点から述べさせていただきます。

都市計画決定する際には、将来の計画実現の見通しがあるかどうか問われます。本来は同意率が全員合意するというのが前提でした。それが昨今では、他区の事例、8割、9割の合意が普通である中で、今、合意率は60.1%と、とても低い状況です。この低い状況の中で進めるといことは、この都市計画決定を同意の圧力にしてしまうことになりかねません。大事なことは、一度都市計画が決定されると、推進したい方もそうでない方も、建て替えなどができなくなります。双方にとって不利益を回避するためにも、この同意率を高めることはとても重要です。

繰り返しになりますが、当請願、区民の財産に関することです。対応できなかったことも含めて丁寧に対応してほしいという請願の趣旨を重く受け止め、本請願に賛成いたします。

以上です。

○議長（秋谷こうき議員） 以上で討論を終了します。

お諮りします。

説明のありました請願5-1、外神田一丁目計画の委員会集約の遵守を求める請願については、投票システムにより採決したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋谷こうき議員） 異議なしと認め、決定します。

請願5-1を採択することに賛成の議員は白のボタンを、反対の議員は青のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより投票〕

○議長（秋谷こうき議員） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋谷こうき議員） なしと認め、確定します。請願5-1は、賛成少数により不採択とすることに決定しました。

次に、企画総務委員長、文教福祉委員長、環境まちづくり委員長、議会運営委員長、デジタル・トランスフォーメーション特別委員長、公共施設調査・整備特別委員長、文化継承・コミュニティ活性化特別委員長から、委員会において調査中の事件につき、会議規則第71条の規定に基づき、お手元に配付の特定事件継続調査事項表のとおり、それぞれ閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

本件は、申出のとおり、いずれも閉会中の継続調査に付することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋谷こうき議員） 異議なしと認め、決定します。

以上で、本日の日程を全て終了しました。

樋口区長から、閉会の挨拶をお願いします。

〔区長樋口高顕君登壇〕

○区長（樋口高顕君） 令和5年第2回区議会定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

今回の区議会定例会におきましてご提案いたしました諸議案は、令和5年度千代田区一般会計補正予算第1号をはじめ、条例の一部改正や契約案件などでございました。慎重なるご審議の上、いずれも原案どおりご議決、ご同意を賜り、厚く御礼を申し上げます。

特に、人事案件の千代田区教育委員会委員の任命の同意の議案につきましては、急施でのご提案にもかかわらずご同意を賜り、重ねて御礼を申し上げます。区議会の皆様におかれましても、引き続きご理解、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

以上をもちまして、令和5年第2回区議会定例会閉会のご挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長（秋谷こうき議員） 以上で本年第2回定例会を閉会します。

散会します。

午後7時43分 散会